

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成九年七月一四日

右被告指定代理人

伊藤 繁

小野 新司

高橋 一史

菅原 学

小笠原 修

被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

準備書面（五）

被告は、原告の平成九年五月八日付け準備書面による求釈明に対し、必要な範囲で次のとおり釈明する。

なお、用語例は、被告の従前の各準備書面のとおりでである。

一 求釈明の一について

1 1について

算定告示により点数が算定できる歯周治療用装置は、被告の平成八年六月二四日付け準備書面の第二の一で述べたとおりである。

したがって、再評価検査で歯肉の状態が健全であり最終的な治療としての歯冠修復あるいは欠損補綴が可能であると診断した後に装着した被覆冠については、歯周治療用装置（歯槽膿漏症に対する治療を行っている間に、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠）として点数を算定できないのは当然である。

暫間被覆冠は、同準備書面の第二の二で述べたとおり、歯冠修復あるいは欠損補綴の一環として行う被覆冠である。

したがって、再評価検査実施の前後によって、歯周治療用装置と暫間被覆冠を区別すべきものと主張するものではない。

2 2について

再評価検査とは、被告の平成九年一月一七日付け準備書面の第一の二の1の（注6）で述べたとおりである。算定告示には、歯科診療報酬点数表の「第2章 特掲診療料」・「第3部 検査」・「第1節 検査料」・「（歯科一般検査）」の「D002 歯周組織検査」の「3 再評価検査」として定められている。

3 3について

再評価検査は、初期治療から歯周外科治療に移る段階、さらには最終的な補綴治療、またメンテナンスへと、先のステップに進む前ごとに行われる。その目的は、

それぞれの段階での治療の効果がどの程度得られたかを判定することによって、治療を次の段階に進めてよいか、元に戻るか、また先に進む場合にはどの部位にどのような処置を行えばよいかを具体的に決定することにある。したがって、最初の治療計画をそのまま進めるのではなく、再評価検査の段階で得られた診査結果に基づいて、今後の具体的な治療計画が練り直され、決定されなければならない。

右に述べたことは医学常識であり、算定告知に規定されている再評価検査はこのことを前提として定められている。

二 求釈明の二について

1 1について

A子患者については、最終的な歯冠修復が可能な状態にもかかわらず、歯周治療用装置を装着したとして点数を算定することは過剰である。

2 2について

B子患者については、本来点数を算定できない暫間被覆冠について歯周治療用装置として点数を算定することは不適當である。

また、C子患者については、装着したいわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」は治療計画書に基づかないP（・）型の治療方法であるが、P（・）型においてはそもそも歯周治療用装置について点数を算定することはできないから、これについて点数を算定することは不適當である。